

少 安 第 1 4 0 号
令 和 3 年 6 月 2 5 日

各 所 属 長 殿

生 活 安 全 部 長

青森県少年サポートネットワーク設置要綱の制定について

青森県少年サポートネットワークについては、少年を取り巻く環境が複雑多様化する中、関係機関・団体が相互に連携・協力して少年非行防止や立ち直り支援活動等を推進し、少年の健全育成を図ることを目的として、平成11年7月に設置したものであるが、少年サポートセンターの運用見直しに伴い、青森県少年サポートネットワーク設置要綱を別添のとおり定めたところである。

青森県少年サポートネットワークの構成機関・団体は、会議等において少年非行及び被害少年の実態に関する情報交換を行うほか、地域における個別事案の少年サポート活動の推進等の活動を行うものである。

同ネットワークの事務局である青森少年サポートセンター新町センターでは、同ネットワークの活動内容について、関係所属への確実な情報提供に努め、各所属にあつては、学校、児童相談所等の関係機関等と連携し、地域における個別事案の少年サポート活動である少年サポートチームの積極的な活用に努められたい。

担当：少年女性安全課少年対策係

青森県少年サポートネットワーク設置要綱

第1 目的

青森県少年サポートネットワーク（以下「ネットワーク」という。）は、少年非行問題に関係する機関・団体（以下「関係機関等」という。）が相互に連携・協力して、少年非行防止及び非行や犯罪被害等の問題を抱えた少年の立ち直り支援活動等（以下「少年サポート活動」という。）を推進し、もって少年の健全育成を図ることを目的とする。

第2 構成機関・団体

- 1 ネットワークは、別表の少年問題に係る関係機関等の担当者をもって構成する。
- 2 ネットワーク以外の関係機関等の協力が必要と認める場合は、当該関係機関等の担当者のネットワークへの加入、会議等への出席を要請することができる。

第3 活動内容

ネットワークの構成機関・団体は、その目的を達成するため、次の活動を行うものとする。

- (1) 少年非行及び被害少年の実態に関する情報交換
- (2) 少年非行防止及び非行や犯罪被害等の問題を抱えた少年を支援するための対策協議
- (3) 地域における個別事案の少年サポート活動の推進
- (4) 非行少年を生まない社会づくり、犯罪被害防止に関する広報啓発活動の推進

第4 相互連絡・通報の励行

ネットワークの担当者は、ネットワークの活動に関し必要と認められる事案を認知したときは、その内容を速やかに電話、ファックス等で関係するネットワーク担当者に通報するものとする。

第5 事務局

- 1 ネットワークの事務局は、青森県警察少年サポートセンター青森少年サポートセンター新町センターに置く。
- 2 事務局は、ネットワークが収集した情報及びその活動内容等をまとめた「少年サポートネットワーク通信」を随時発行し、ネットワーク構成機関相互の情報の共有化を図るものとする。

第6 補足

この要綱に定めるもののほか、ネットワークの運営に関し必要な事項は、別に定める。

- 附則1 この要綱は、平成11年7月23日から施行する。
- 附則2 この要綱の別表については平成20年4月1日から改訂し、施行する。
- 附則3 この要綱の別表については平成30年4月1日から改訂し、施行する。
- 附則4 この要綱の別表については平成31年4月1日から改訂し、施行する。
- 附則5 この要綱の別表については令和2年4月1日から改訂し、施行する。
- 附則6 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表

青森県少年サポートネットワーク構成機関・団体

	構 成 機 関 ・ 団 体 名
1	青森少年鑑別所
2	青森保護観察所
3	青森県総務部総務学事課
4	青森県環境生活部青少年・男女共同参画課
5	青森県健康福祉部こどもみらい課
6	青森県健康福祉部医療薬務課
7	東青地域県民局地域健康福祉部こども相談総室（青森県中央児童相談所）
8	青森県立子ども自立センターみらい
9	青森県教育庁学校教育課
10	青森県教育庁生涯学習課
11	青森県教育庁スポーツ健康課
12	青森県保護司会連合会
13	青森県高等学校長協会
14	青森県中学校長会
15	青森県小学校長会
16	青森県PTA連合会
17	青森県高等学校PTA連合会
18	青森県カラオケ事業防犯協会
19	全日本アミューズメント施設運営者協会連合会青森県本部
20	青森県防犯協会連合会
21	青森県深夜スーパー等防犯協会
22	青森県少年警察ボランティア連絡協議会
23	青森県警察本部少年女性安全課（青森少年サポートセンター新町センター）